福

公

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、

休日の翌日

目 次

告 示

○土地改良区の定款の変更を認可した件

○保安林の指定施業要件を変更する件

○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所 有者等の所在が不分明であるため当該通知の内容を掲示した件三件

○一般競争入札を行う件 ○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件

○随意契約の相手方を決定した件

○落札者を決定した件二件

告 示

福島県告示第三百九十号

同年五月十一日認可した。 部土地改良区から平成二十七年四月二十四日付けで申請のあった定款の変更について、 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、 会津東

平成二十七年五月十九日

福島県知事 内 (農村計画課) 堀 雅 雄

3

次

福島県告示第三百九十一号

0) ように保安林の指定施業要件を変更する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十三条の二第一項の規定により、

平成二十七年五月十九日

280

福島県知事 内 堀 雅 雄

> 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 喜多方市関柴町下柴字七曲四〇七一の三

保安林として指定された目的

雪崩の危険の防止

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、 喜多方市森林整備計画で定める標

間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

全課及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。 「次のとおり」は、 省略し、 その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保

森林保全課

福島県告示第三百九十二号

乙

중 중

規定により当該通知の内容を塙町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、 方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の 三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手 次のとおりである。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

弖

平成二十七年五月十九日

所在の不分明な者の氏名

金澤由宏 菊池六郎 佐藤八十吉 鈴木大亮 鈴木ヨツ 村田利文 村田利文 鈴木角四郎 鈴木定之介 鈴木セイ

福島県知事

内 堀

雅 雄

通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこ

2 の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件(平成二十七年福島県告 示第三百五号)によること。 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林

り、 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定によ 当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができるこ

森林保全課

福島県告示第三百九十三号

福

三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手 規定により当該通知の内容を古殿町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、 次のとおりである。 方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

平成二十七年五月十九日

福島県知事

内

堀

雅

雄

小浜弘之 佐川博幸 所在の不分明な者の氏名

1 ځ 通知の内容の要旨 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこ

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林

の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件

(平成二十七年福島県告

示第三百三十七号)によること。

3 り、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができるこ 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定によ

(森林保全課

福島県告示第三百九十四号

島

県

報

規定により当該通知の内容を西郷村役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、 次のとおりである。 方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の 三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

平成二十七年五月十九日

福島県知事

内 堀 雅

雄

大倉功 大倉修 大倉美義 所在の不分明な者の氏名 白岩学 白岩寛 白岩喜七郎 白岩征治 白岩初雄 白岩文男

通知の内容の要旨

1 ح 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこ

2 の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件(平成二十七年福島県告 示第三百四号)によること。 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定によ 当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができるこ

ح

公 告

(森林保全課)

公告第109号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県総合情報通信ネットワー ク保守点検業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公 共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以 下 「特 例 政 令 」 と い う 。) 第 11条 及 び 福 島 県 財 務 規 則 (昭 和 39年 福 島 県 規 則 第 17号) 第 274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年5月19日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 1 福島県総合情報通信ネットワーク保守点検業務
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 2 福島県危機管理部危機管理総室災害対策課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成27年3月24日

平成27年5月19日 火曜日

- 随意契約の相手方の氏名及び住所 4 東京都港区芝五丁目7番1号 日本電気株式会社
- 随意契約に係る契約金額 5 72,900,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 随意契約とすることとした理由 7 特例政令第10条第1項第1号該当

(災害対策課)

四 Ŧi.

三

NPO法人ふくしまGre

名称

 \mathbf{e} n s p a \mathbf{c} e

平成二十七年四月三十申請のあった年月日

代表者の氏名 美穂

主たる事務所の所 在 地

定款に記載された目的 福島県福島市花園町二番地三十八号

きる緑地環境を推進する事業を行い、住民、特に子どもが安心して植物に触れ、収穫可能な範囲の緑地の放射能汚染に関する情報の発信と、住民が植物に親しむことがでこの法人は、福島市・伊達市とその近隣の地域住民に対して、身近で触れることが 物を食すことができる緑地環境の普及に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第百十号

営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、 特定非営利活動促進法 平成二十七年五月十九日 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定による特定非 次のとおり公告する。

福島県知事

内 堀 雅

雄

公告第111号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

平成27年5月19日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の件名及び数量 低バックグラウンド液体シンチレーションカウンタ 3式
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 平成27年11月13日(金)
 - (4) 納入場所 福島県環境創造センター (仮称) 南相馬市施設本館
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入 (修繕) 競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入 (修繕) 競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成27年6月16日(火)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電 話 024-521-7563

- 4 契約条項を示す場所及び期間
 - 3に掲げる場所において平成27年5月19日(火)から平成27年6月16日(火)まで (土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3 に掲げる場所に同じ。
 - 2) 入札説明会の日時及び場所 平成 27年 6 月 2 日(火)午前 10時 福島県出納局入 札用度課
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成27年7月1日(水)午前10時30分 福島県出納局入札用度課 (郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成27年6月30日(火)午後5時までに必着のこと。)
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要

平成27年5月19日 火曜日

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Low background liquid scintillation system 3
- (2) Time-limit of tender(by hand): 10:30 a.m., 1 July 2015
- (3) Time-limit of tender(by mail): 5:00 p.m., 30 June 2015
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

公告第112号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年5月19日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 - 福島県全戸配布広報誌の印刷製本業務 予定数量 4,134,000部(年6回 1回当たり689,000部)
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号

- 3 落札者を決定した日
 - 平成27年4月23日
- 4 落札者の氏名及び住所

株式会社阿部紙工 福島県福島市庄野字柿場1番地の11

- 5 落札金額
 - 1 部 あ た り 6.20円 (消費 税 及 び 地 方 消費 税 に 相 当 す る 額 を 除 く 。)
- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日

平成27年3月13日

(入札用度課)

公告第113号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年5月19日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 - 放射性核種分析用局所排気装置 一式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日 平成27年4月24日

- 4 落札者の氏名及び住所 株式会社東栄科学産業 仙台市太白区富沢四丁目8番29号
- 5 落札金額 65,340,000円
- 契約の相手方を決定した手続 6 一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日 平成27年3月13日

(入札用度課)

リサイクル適性(A)